

(別紙4)

## 契 約 書 (案)

札幌市 (以下「委託者」という。) と (以下「受託者」という。) は、札幌市中央卸売市場で使用する電力の調達に関し、以下の条項により契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 受託者は、仕様書その他の関係書類に基づき、委託者がこの契約書の頭書に記載する需要施設で使用する電力の需要に応じて電力を供給し、委託者は、これに対価を支払うものとする。

### (契約金額)

第2条 契約単価は、この契約書の別紙「単価一覧」のとおりとし、この単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。

### (契約期間)

第3条 契約の期間は、令和4年6月1日から令和5年9月30日までとする。ただし、委託者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

### (契約保証金)

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則 (平成4年規則第9号) 第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

### (権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

### (契約電力)

第6条 この契約における契約電力 (契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。) は、仕様書に規定する契約電力による。

### (契約電力の変更)

第7条 委託者又は受託者は、需要施設で使用する電力の需要に応じて、前条に規定する契約電力を変更す

(別紙4)

る必要があると認めるときは、両者協議の上、これを変更することができる。

2 委託者が、前項の変更を行わず、契約電力を超えて電力を使用した場合は、両者協議の上、当該超過分に係る代金（以下「超過金」という。）を支払うものとする。この場合において、超過金の金額は発注者と受注者が協議のうえ決定する。

3 前2項に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、両者協議の上、これを定めるものとする。

(使用電力量の増減)

第8条 委託者がこの契約により使用する電力量（以下「使用電力量」という。）は、委託者が仕様書で示した予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第9条 計量日時は、両者協議の上、各月ごとに定めるものとし、受託者は、委託者の最大需要電力（需要電力の最大値であって、託送用計器により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について委託者に通知の上、10日以内に委託者の指定する職員（以下「検査員」という。）による検査を受けなければならない。

2 前項のほか、検査に必要な事項は、両者協議の上、これを定めるものとする。

(電力料金の算定期間)

第10条 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

(電気料金の算定及び支払)

第11条 受託者は、第9条第1項の規定による検査に合格したときは、電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した金額とする。

(1) 電気料金（常用線） 仕様書に規定する常用線に係る契約電力に単価一覧の常用電力（常用線）に係る基本料金の契約単価を乗じて計算した金額及び当該使用電力量に単価一覧の電力量料金の契約単価を乗じて計算した金額を合算した金額

(2) 電気料金（予備線） 仕様書に規定する予備線に係る契約電力に単価一覧の予備電力（予備線）に係る基本料金の契約単価を乗じて計算した金額

(3) 力率の変動、燃料費調整、その他の要因（北海道管内の電気事業法（昭和39年法律第170号）第

(別紙4)

2条第1項第9号に規定される一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める託送条件等）による電気料金の調整額

(4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条に基づく賦課金

3 前項の電気料金の算定に際し1円未満の端数が生じる場合は、前項第1号から第3号までに掲げる金額を合算した金額の端数を切り捨てた金額と前項第4号に掲げる金額の端数を切り捨てた金額の合計により算定するものとする。

4 委託者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に第1項に規定する電気料金を支払わなければならない。ただし、受託者がこれを超える支払期限を定めた場合は、この限りでない。

5 委託者の責に帰すべき理由により、第1項の規定による電気料金の支払いが遅れた場合において、受託者は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を請求することができる。

6 委託者がその責に帰すべき事由により第9条第1項の期間内に検査を行わないときは、その期限を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、第4項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間はその超えた日において満了したものとみなす。

7 第5項の延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で算定した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

なお、消費税等相当額及び算式により算定された金額の単位は1円として、端数は切捨てとする。

(算式) 再生可能エネルギー発電促進賦課金×10/110

(事情変更)

第12条 この契約を締結した後において、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情等の変化等により契約条件が著しく不適當となったときは、両者協議の上、当該契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の協議は、文書をもって相手側に申し入れるものとする。

(別紙4)

3 電気料金の算定の基礎となる燃料費の変動により契約単価を変更する必要がある場合は、受託者は、前2項の規定にかかわらず、文書による通知をもって協議に代えることができる。ただし、委託者が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し出た場合は、この限りでない。

(損害賠償の負担)

第13条 受託者は、自己の責により電力供給の停止等により委託者に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、委託者が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、受託者は委託者に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、両者協議の上、これを定めるものとする。

(委託者の解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内において電力供給を履行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 電力供給が履行不能であるとき。

(2) 電力供給の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 電力供給の一部の履行が不能である場合又は電力供給の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(5) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(6) 第5条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(7) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合には代表者、理事等をいう。以下この号におい

(別紙4)

て同じ。)が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 前2項の規定により契約を解除された場合については、受託者は、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

4 第1項各号又は第2項各号(第7号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

5 委託者は、第1項又は第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

6 委託者は、前項の規定により契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、受託者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、当該各号に該当することとなっ

(別紙4)

た日から契約期間の満了日までの間に対応する購入予定数量を基にして第11条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する金額(委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を賠償金として請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定により契約を解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(談合行為に対する措置)

第15条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額(入札告示において示した購入予定数量に契約金額を乗じて得た金額)の100分の20に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による電力の供給後についても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償を妨げるものではない。

(別紙4)

(受託者の解除権)

第16条 受託者は、委託者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。
- 3 前項の規定による損害賠償の額は、両者協議の上、これを定めるものとする。

(資料の提供)

第17条 受託者は、委託者が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じてこれらの資料を提供するものとする。

(守秘義務)

第18条 委託者及び受託者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を他人に洩らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後においても同様とする。

- 2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示するときは適用しないものとする。

(契約保証金の返還)

第19条 委託者は、受託者が契約期間中の電力の供給を完了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(雑則)

第21条 受託者は、この契約条項に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義を生じたときは、委託者と受託者とが協議の上定めるものとする。

(別紙4)

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

札幌市中央区北1条西2丁目

委託者 札幌市

代表者 市長 秋元克広

受託者